

健康増進課
国民健康保険室

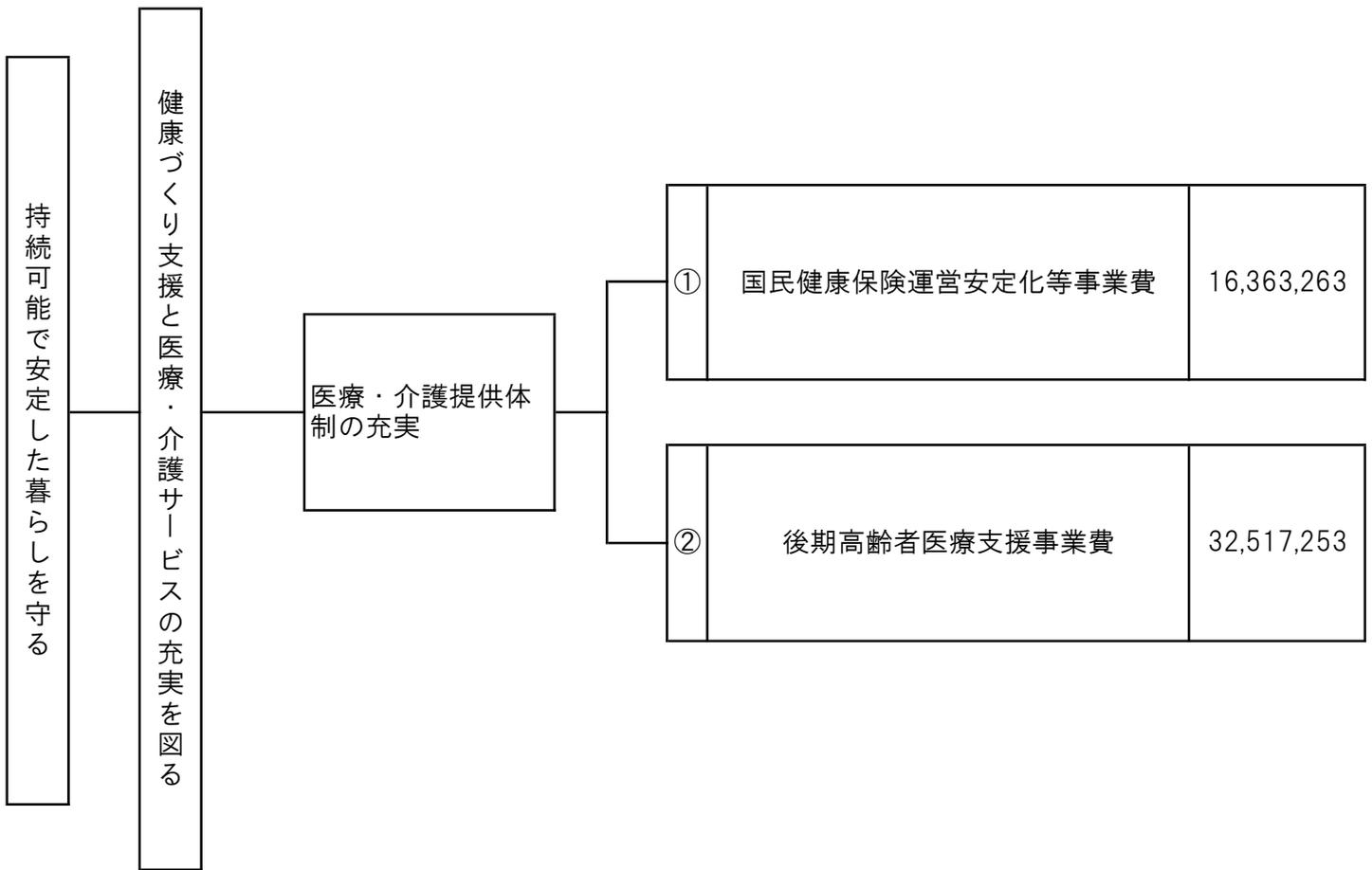
(6) 健康増進課国民健康保険室

予算額（千円）R7年度 48,880,516 [一般財源 48,146,188]

【施策体系】

【主要事業】

【予算額】



【事業概要（健康増進課国民健康保険室）】

① 国民健康保険運営安定化等事業

（根拠法令：国民健康保険法）

【予算額及び内訳】 163 億 6,326 万 3 千円（一般財源 162 億 8,431 万 1 千円、国庫補助金 7,840 万 6 千円、諸収入 54 万 6 千円）

【予算の主な内容】 市町村における低所得者等の保険料軽減措置に対する費用負担等

【目指す姿】

県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、その安定的な財政運営と効率的な事業の確保を図るとともに、市町村の保健事業を支援し、医療費適正化を図る。

【現状】

少子高齢化に伴う被保険者数の減少や医療の高度化による医療費増大といった課題の中で、必要な費用の適切な見込み及び財源の安定的な確保が引き続き必要。また、医療費適正化の取組として、特定健診受診率向上、生活習慣病重症化予防や適正服薬指導等において取組途上の市町村の支援が必要。

【事業主体】 県及び市町村

【事業内容】

区 分	事業内容	予算額
保険基盤安定負担金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低所得世帯の保険料(税)軽減額の一定割合を負担 ・県の負担割合 3/4（市町村 1/4） ○ 保険料(税)軽減世帯の被保険者数に応じて算定した額の一定割合を負担 ・県の負担割合 1/4（国 1/2、市町村 1/4） ○ 未就学児の保険料(税)軽減額の一定割合を負担 ・県の負担割合 1/4（国 1/2、市町村 1/4） ○ 産前産後の保険料(税)軽減額の一定割合を負担 ・県の負担割合 1/4（国 1/2、市町村 1/4） 	52 億 8,934 万 9 千円
国民健康保険特別会計 繰出金		109 億 9,247 万 1 千円
高額医療費負担金 繰出金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高額な医療費による財政リスク軽減に要する費用 ○ 県の負担割合 1/4（国 1/4、市町村 1/2） 	14 億 984 万 2 千円
県繰入金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県及び市町村の財政安定化に要する費用 ○ 県の負担割合 保険給付費×9/100 	93 億 509 万 7 千円
特定健康診査等負担金 繰出金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定健康診査、特定保健指導の実施に要する費用 ○ 県の負担割合 1/3（国 1/3、市町村 1/3） 	2 億 7,190 万 7 千円
事務費	○ 国保の保険者として県が実施する事業に要する費用	562 万 5 千円
国民健康保険市町村保健 事業支援		8,144 万 3 千円
市町村糖尿病性腎症重 症化予防アドバイザー派 遣事業	○ 保健師が少ない等により重症化予防に特化した取組を十分に行えない市町村に対しアドバイザーを派遣	8,60 万 7 千円
市町村国民健康保険健康 長寿支援(地域・職域 連携推進)モデル事業	○ 働き盛り世代の健康課題に対し生活習慣病発症予防について地域職域で連携した取組を実施	32 万 9 千円
国民健康保険市町村保 健事業支援事業	○ 市町村国保保健事業の効果的・効率的な実施を図るため国保ヘルスアップ支援員を県保健所に配置し、国保データベース(KDB)を活用した分析等により市町村支援を実施	6,327 万 4 千円
市町村国保の適正服薬 指導に対する薬剤師会連 携推進事業	○ 市町村国保が実施する重複・多剤服薬者等に対する適正服薬に向けた保健指導について、薬剤師の専門的視点での助言・支援等を実施	584 万 1 千円
KDB を活用した市町村国 保データヘルスサポート事 業	○ 健康指標データを、疾病別や重症化予防・介護予防等の視点別で、相関関係が分かる帳票作成及び提供を行い、データヘルスを推進する基盤を整備	339 万 2 千円
合 計		163 億 6,326 万 3 千円

【事業の経過等】

年 度	4	5	6
予算額(当初)	178 億 3,477 万 1 千円	176 億 3,996 万 2 千円	170 億 5,456 万 4 千円

【事業概要(健康増進課国民健康保険室)】

② 後期高齢者医療支援事業

(根拠法令:高齢者の医療の確保に関する法律)

【予算額及び内訳】 325 億 1,725 万 3 千円 (一般財源 318 億 6,187 万 7 千円、財産収入 537 万 6 千円、繰入金 6 億 5,000 万円)

【予算の主な内容】 後期高齢者医療制度の運営に要する費用負担

【目指す姿】

後期高齢期における適切な医療を確保し、健康の保持と福祉の増進を図る。

【現 状】

高齢化の進展や医療の高度化などにより、医療費の増大が見込まれることから、引き続き、後期高齢者医療制度の安定的運営を支援していく必要がある。

【事業主体】

長野県後期高齢者医療広域連合及び市町村

【事業内容】

区 分	事 業 内 容	予 算 額
後期高齢者医療給付費県費負担金	○ 療養の給付等に対する費用負担 ○ 75 歳以上又は 65 歳以上の障害認定を受けた者 ○ 県の負担割合 医療給付費の 1/12	246 億 2,351 万 2 千円
後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金	○ 保険料軽減措置に対する費用負担 ・低所得世帯に属する被保険者の軽減分 (県の負担割合 3/4) ・被用者保険の被扶養者であった者の軽減分 (県の負担割合 3/4)	49 億 8,157 万 3 千円
後期高齢者医療高額医療費負担金	○ 高額な医療費に対する費用負担 ○ 対象:レセプト 1 件あたり 80 万円を超える医療費 ○ 県の負担割合 保険料で賄うべき部分の 1/4	22 億 5,593 万 2 千円
後期高齢者医療財政安定化基金運営事業	○ 後期高齢者医療広域連合の財政安定化のため県に設置されている基金による保険料の増加抑制を図るための資金交付及び資金運用による利子積立	6 億 5,537 万 6 千円
後期高齢者医療審査会費等	○ 後期高齢者医療給付に関する処分又は保険料その他の徴収金に関する処分等に対する審査請求について審査を行う経費等 ○ 審査会委員数 9 人	7 万 8 千円
合 計		325 億 1,725 万 3 千円

【事業の経過等】

年 度	4	5	6
予算額(当初)	285 億 8805 万 9 千円	296 億 8,232 万 4 千円	328 億 8,075 万 5 千円